

第 9 回 海陽町農業委員会会議録

会議名 平成30年度 第 9 回 海陽町農業委員会定例会
日 時 平成31年1月25日（金曜日）午後1時30分より
場 所 海陽町海部庁舎 3階会議室

出席農業委員 11 名

議 長 吉田豊樹

1番 歌 泰一			4番 山上勝弘	5番 廣田英子
6番 川端注連憲	7番 西岡利信	8番 西田洋美		10番 北地正敬
11番 中島 実	12番 平岡伸弘	13番 大東英治		

出席推進委員 7 名

海南 北上敏和	海南 山田 哲	海南 小山浩徳		
海部 中張雅弘	穴喰 中西 一	穴喰 青山 正	穴喰 森 貢	

事務局 本田 寿

議題

1. 農地法第3条の規定による許可申請について
2. 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
3. その他

1. 開会

議長	<p>只今から、平成30年度第9回農業委員会定例会を開催します。</p> <p>農業委員 2番 長谷委員、3番 濱崎委員、9番 富田委員、3名 の欠席の報告があり、 本日は <u>11</u> 名の出席です。</p> <p>会議規則第8条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>尚、推進委員については、 海南地区 池下委員、海部地区 米田委員、2名 の欠席の報告があり、 本日は <u>7</u> 名の出席となっております。</p>
----	---

2. 議事録署名の指名

議長	<p>それでは、はじめに議事録の署名者について指名させて頂きたいと思いま す。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということでございますので、<u>13番 大東委員、1番 歌委員</u>を指名 します。</p> <p>尚、定例会終了後、平成30年度12月第8回定例会の議事録について、 11番 中島委員、12番 平岡委員は残って頂き、議事録確認の程をお願いし ます。</p>
----	--

3. 議事

議長	<p>第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局よ り説明に入りますが、1案件目については農業委員である山上委員自己の 事案であり、会議規則第18条(議事の参与)に該当しますので、■■■委員 は退席して下さい。</p> <p>(■■■委員退席)</p> <p>それでは事務局より説明して下さい。</p>
----	--

事務局

1 案件目を説明します。

譲受人は、

譲渡人は、

申請地は、吉野字前川原	125番1、地目 田、面積	39 m ²
同	126番1、地目 田、面積	912 m ²
同	127番、地目 田、面積	380 m ²
同	130番、地目 田、面積	353 m ²
同	122番1、地目 田、面積	1,008 m ²
同	123番1、地目 田、面積	466 m ²
同	124番1、地目 田、面積	142 m ²

合計面積 3,300 m²の7筆となります。

申請地の所在、利用状況、現況写真等については、資料1～6ページをご覧ください。

申請理由としましては、農業経営縮小に伴う譲渡人 の要望による贈与での所有権移転申請です。

譲受人 は、現在 トラクター・田植機・コンバイン・トラックを所有し、自作地 6,527 m²、借入地 38,064 m²を耕作、ニンジン栽培及び水稲作付をしており、取得後は、同様にニンジン栽培及び水稲作付の予定となっております。

議長

質疑意見ございませんか。

許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、第1号議案1案件目は、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします

(委員着席)

引き続き、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。

事務局

2 案件目を説明します。

譲受人は、

譲渡人は、

申請地は、楡川字丸山	21番1、地目 田、面積	1,085 m ²	
	楡川字蔭ノ浦	19番2、地目 田、面積	694 m ²

合計面積 1,779 m²の2筆となります。

<p>議長</p>	<p>申請地の所在、利用状況、現況写真等については、資料7～13ページをご覧ください。</p> <p>申請理由としまして、申請地については櫛川字片山の九品寺<small>くほんじ</small>が実質の所有者であり、寺の総代が持ち回りで管理するという決まりとなっているようでして、今回総代が■■■■から■■■■へ変更することにより、贈与での所有権移転申請となっております。</p> <p>譲受人 ■■■■については、現在 トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・トラックを所有し、自作地 17,714 m²・借入地 19,125 m²を耕作、水稻作付及びキュウリ栽培をしており、所有権移転後は、水稻作付の予定としております。</p> <p>質疑意見ございませんか。</p> <p>許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、第1号議案2案件目は、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、事務局より説明して下さい。</p> <p>利用権設定について説明します。</p> <p>番号1番の1 利用権を設定する土地 久保字松本 33番1、地目 田、面積 586 m²</p> <p>利用権を設定する者(貸人)は■■■■、権利の種類として使用貸借権により、(借人) ■■■■に、始期平成31年2月1日から、終期平成35年12月31日までの新規設定です。</p> <p>他、農用地利用計画書のとおり 合計 55筆、面積 66,178.75 m²です。</p> <p>権利設定内容については、農用地利用集積計画書で確認してください。</p> <p>質疑意見ございませんか。</p> <p>農用地利用集積計画案について異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

それでは、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、農業委員会の意見決定することとし、この後、法第19条により、平成31年2月1日に公告することとします。

議長

3、その他、意見等ございませんか。

(特になし)

以上をもちまして、平成30年度第9回農業委員会定例会を閉じます。
次回の開催は、平成31年2月22日(金曜日)海部庁舎3階で予定しています。

議事録署名者 大東 英治

議事録署名者 歌 泰一